

令和5年度 可児市国民健康保険税のしおり

1.国民健康保険税の算定方法

国民健康保険税(以下「保険税」)は下表の税率等により、世帯ごとに算定します。年度の途中で加入・脱退等された場合は月割で再計算し、手続きのあった翌月に変更後の保険税について改めて納税通知書をお届けします。

令和5年度 保険税率表 A+B+Cの合計が世帯の12か月分の保険税額となります。

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	40歳～64歳の加入者のみ 介護納付金分
所得割額 加入者ごとの 前年中の総所得金額-43万円に対して	6.94%	1.45%	1.74%
均等割額 加入者1人につき	25,200円	6,300円	11,000円
平等割額 1世帯につき	25,000円	6,500円	7,300円
小計 【限度額】	A 【65万円】 (変更なし)	B 【22万円】 (20万円)	C 【17万円】 (変更なし)

()内は、令和4年度の値です。

2.所得の申告等について

- ・保険税は世帯の前年中の所得に応じて保険税額(所得割額)を決定します。
- ・低所得世帯に対する軽減制度の適用(※)や、高額療養費にかかる自己負担限度額の算定にも、前年の所得額が必要となります。
- ・確定申告や市県民税の申告をしている方、給与支払報告書(勤務先)や公的年金等支払報告書(日本年金機構等)が提出されている方以外は、所得の申告が必要です。収入が所得税等の対象とならない遺族・障害年金や失業手当・傷病手当等のみの場合や無収入の場合も、申告をお願いします。

※低所得世帯に対する軽減制度として、前年所得に応じて均等割額と平等割額を2割・5割・7割軽減します。また、子育て世帯に対する軽減制度として、未就学児の均等割額(低所得世帯は軽減制度適用後)を一律5割軽減します。

その他の軽減・減免制度として、後期高齢者医療制度移行に伴う経過措置の軽減・減免、非自発的(解雇・契約期間満了等)に失業した65歳未満の人の軽減制度、災害等特別な事情に伴う減免制度があります。詳しくは、可児市ホームページにてご確認ください。

3.令和5年1月2日以降に可児市へ転入された方等へ

- ・今回お届けした納税通知書の所得割額は算定されていない場合があります。前年中の所得額が確定した翌月に再計算し、変更後の保険税額について改めて納税通知書をお届けします。なお、保険税額が改めて通知(変更決定)されるまでの間は、今回お届けした保険税額で納付書または口座振替により納付をお願いします。

→裏面へ

4.保険税の納め方

(1)普通徴収:納付書または口座振替による納付

- ・6月～翌年3月の10回にわたる納付 又は 一括納付となります。
- ・口座振替を希望される方は、振替を希望される金融機関にてお手続き下さい。
- ・口座振替依頼書は、納付書に添付 又は 市役所・連絡所・市内金融機関の窓口に備えてあります。
- ・納付書により納付されている方は、モバイル決済アプリによる納付も可能です。ご利用可能なアプリについては、納付書裏面または可児市ホームページにてご確認ください(領収書が必要な場合は、金融機関・コンビニエンスストア等をご利用ください)。

(2)特別徴収:年金からの天引きによる納付

- ・次の全てに該当する方は、世帯主の公的年金から保険税を天引き(特別徴収)します。対象となる方は、納税通知書の「特別徴収(年金天引)」の欄に金額を記載しています。
※年金天引きが開始(又は再開)になる方の納付方法は、今年度の前半(6月から9月)は普通徴収、後半(10月・12月・2月)は年金天引きになります。

- ① 世帯主が国保加入者である
- ② 世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である
- ③ 世帯主の介護保険料が年金天引きされている
- ④ 世帯主が年額18万円以上の年金を受け取っている
- ⑤ 国民健康保険税と介護保険料の合算額が、年金受給額の1/2を超えない

- ・⑤の判定は、7月中旬に行います。判定の結果⑤に該当しない方は、年金天引きを中止し、普通徴収に変更します(8月中旬に改めて納税通知書をお届けします)。
- ・年度途中で保険税が変更になる方は、次のとおり納付方法を変更します。
減額の場合:年金天引きを中止し、普通徴収に変更します。
増額の場合:年金天引きは継続し、増額分は普通徴収となります。

※年金天引きをやめて、口座振替による納付を希望される場合は、市役所 国保年金課にお問い合わせください。

5.保険税を納めないでいると…

- ① 納期を過ぎると督促状を発送し、延滞金を徴収します。
- ② 通常の保険証に代わり、有効期間の短い「短期被保険者証」や医療費が医療機関の窓口でいったん全額自己負担となる「資格証明書」を交付することがあります。
- ③ 保険給付(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等)の差し止めを行うことがあります。
- ④ 財産を差し押さえることがあります。

※特別な事情により保険税の納付が困難な場合は、分割納付などでもできますので、お早めにご相談ください。

可児市福祉部 国保年金課 保険課税係 TEL0574(62)1111 (代) 内 3126～3128
市のホームページ <http://www.city.kani.lg.jp/>